

【講演】

性犯罪に関する議論と課題

— 法律改正と精神医学・心理学 —

小西 聖子

武蔵野大学人間科学部教授

心理臨床センター長

目次

はじめに

- 1 「性犯罪に関する刑事法検討会」報告書
 - (1) 刑事実体法について
 - (2) 刑事手続法について
- 2 「抵抗」に関して
 - (1) single trauma と complex trauma
 - (2) 被害時の心理 — なぜ、抵抗しないのか —
 - (3) 被害時の心理 — なぜ言わないのか —
 - (4) complex trauma となるような被害 = 性的虐待
- 3 公訴時効について
- 4 全体として

はじめに

小西です。どうぞよろしくお願ひします。私は自分の持ち時間を間違えて少し多めにスライドをつくってしまったのですが、最初は20分ということですので、かいつまんでお話しさせていただきます。今日はみんなで議論するということが主眼だと思って、後でご質問などをいただこうかなと思います。

私は今、— 先ほど田村先生からご紹介いただきましたように — 性犯罪に関する刑法についての法制審議会の部会の委員をやっています、月曜日にもまた次の会があります。今度は恐らく司法面接の話が入ってくると思いますけれども、今、この性犯罪に関する議論では結構重いものを抱えていて、普段はなかなか感想を言うところもないので、今日はここでそれも含めてお話しさせていただこうかなと思います。恐らく法律家の方はこうは言わないだろうと思うこともあえて率直に書いてみましたので、刑法改正の話をするのに法律が分かっていないと思われるところがあるかもしれませんが、そこはどうぞご容赦ください。

1 「性犯罪に関する刑事法検討会」報告書

(1) 刑事実体法について

まず字ばかりのパワポが出てきましたが、法制審議会に先立ちまして、「性犯罪に関する刑事法検討会」が行われました。この中でいくつかの論点を取りまとめられて報告書に書かれています。恐らく私が今日、お話しできることは1つか2つだと思うので、まず刑事実体法について、現行法の運用の実情と課題とありますが、ここは総論です。

それからもう1つ、とても大きな課題が、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方です。いくつかまとめてありますが、一応、読んでおきましょう。「強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、被害者が性交等に同意していないことを構成要件とすべきか」という中心のところから始まりまして、例えばそういう条件を緩和すべきか、といったいろいろな論点を書いてあります。

それから3番目として、地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方です。「被害者が一定の年齢未満である場合に、その者を「現に監護する者」には該当しない——要するに前の改正で監護者性交等罪ができましたけれども、そこには該当しない——ものの、一定の影響力を有する者が性的行為をしたときは、被害者の同意の有無を問わず、監護者性交等罪と同様に処罰する類型を創設すべきか」と。ここで言っているのは、監護者性交等罪のような形で、同意ということを問わずに罰するという対象者をもう少し広げるかどうかということです。それから、虐待などの支援にたずさわっていらっしゃる方はここが気になるかもしれませんが、「同一被害者に対して継続的に性的行為がなされた場合において、個々の行為の具体的な日時・場所を特定しなくても、個々の行為を包括する一連の事実について、1個の犯罪の成立を認めることができるような罪を創設すべきか」と。これは確か警察庁の方が最初におっしゃっていたと思います。それから、最近はグルーミング行為というものが問題になっていますけれども、最終的には「性的行為や児童ポルノの対象とすることを目的として行われる、いわゆるグルーミング行為を処罰する規定を創設すべきか」と。

それから4番目はわりと分かりやすいので、マスコミでも取り上げられていると思います。いわゆる性交同意年齢の在り方です。実はこれはもともとずっとあるのですが、そもそも最初につくる時から全部はできないと思ったので、私が言いたいことがあると思うところだけ選びました。

(2) 刑事手続法について

今までのところは実体法ですけれども、ここからは刑事手続法について、まず公訴時効の在り方です。「強制性交等の

「性犯罪に関する刑事法検討会」検討すべき論点「性犯罪に関する刑事法検討会」(取りまとめ報告書から)

第十刑事実体法について

1 現行法の運用の実情と課題(総論的事項)

○ 現行法がどのように運用されているか、処罰すべき行為が適切に処罰されない事態が生じているか

2 暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方

- 強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、被害者が性交等に同意していないことを構成要件とすべきか
- 強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件について、判例上必要とされる「被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度」を緩和した要件とすべきか
- 強制性交等罪や準強制性交等罪の構成要件として、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能に加えて、又はこれらに代えて、その手段や状態を明確化して列挙すべきか
- 被害者が性交等に同意していないことについて、一定の行為や状態が認められる場合に被告人側に立証責任を転換し、又はその要件の充足を推定する規定を設けるべきか
- 行為者が、被害者が性交等に同意していないことの認識を有しない場合にどのように対処すべきか

(続)

3 地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方

- 被害者が一定の年齢未満である場合に、その者を「現に監護する者」には該当しないものの、被害者に対して一定の影響力を有する者が性的行為をしたときは、被害者の同意の有無を問わず、監護者性交等罪と同様に処罰する類型を創設すべきか
- 被害者の年齢を問わず、行為者が被害者の脆弱性、被害者との地位の優劣・関係性などを利用して行った行為について、当罰性が認められる場合を類型化し、新たな罪を創設すべきか
- 同一被害者に対して継続的に性的行為がなされた場合において、個々の行為の具体的な日時・場所を特定しなくても、個々の行為を包括する一連の事実について1個の犯罪の成立を認めることができるような罪を創設すべきか
- 一定の年齢未満の者に対し、性的行為や児童ポルノの対象とすることを目的として行われるいわゆるグルーミング行為を処罰する規定を創設すべきか

4 いわゆる性交同意年齢の在り方

- 暴行・脅迫や被害者の同意の有無を問わず強制性交等罪が成立する年齢を引き上げるべきか

罪について、公訴時効を撤廃し、その期間を延長すべきか」というようなことです。それから4番目は、司法面接による聴取結果の証拠法上の取り扱いの在り方です。今のままですと証拠という形にはならないわけですが、それをどうするかというようなことが問題になっています。法律家でない私にとっては、こういうことを細かく議論していくのはなかなか大変なことですが、この現状というところは飛ばします。

2 「抵抗」に関して

今日、お話ししたいと思っているのは、このような法律の問題に関して、専門の医師として私が考えること、ということです。もちろん法律家には法律家の議論があって、法改正をするためにはそれが大事なわけですが、では、抵抗というものをどう考えるのか、抗拒不能ということをどう考えるのかと思った時には、私は実例というか、実際の被害者の方を臨床でもたくさん診ますし、鑑定という形でも結構な数の方の話を聞きますので、これに関して思っていること、それから研究のことを少しお話しします。

(1) single trauma と complex trauma

抗拒不能にも本当にさまざまな状況があります。抵抗できないという状態がどうやってもたらされるかという文脈も一つ一つの事件でさまざまですが、トラウマを研究する立場からすると、この2つに大まかに分けられると思います。single trauma となるような被害、原則は1回だけの性的な被害で、これはいろいろとあります。子どもが見知らぬ人から襲われるというものもありますし、大人が知人から、例えば職場の同僚から被害に遭うということもあります。それから、complex trauma は

(続)

第2 刑事手続法について

1 公訴時効の在り方

- 強制性交等の罪について、公訴時効を撤廃し、又はその期間を延長すべきか
- 一定の年齢未満の者を被害者とする強制性交等の罪について、公訴時効期間を延長することし、又は一定の期間は公訴時効が進行しないことすべきか

4 司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方

- 司法面接的手法による聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、特別に証拠能力を認める規定を設けるべきか。

平成30年における件数

	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率 %	通常第一審における終局実人員 (有罪)	通常第一審における終局実人員 (全部無罪)
強制性交等	1307	1190	492	760	39.3	330	1
強制わいせつ	5340	4288	1288	2458	34.4	892	7

法務省(令和2年3月)性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループとりまとめ報告書 1-1表、1-2表より作成

不起訴の理由

平成30年4月1日から平成31年3月31日の間

不起訴処分にかかわる罪名が刑法177条前段の強制性交等である事件 361件
犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由(複数回答あり)

理由	件数	被害者供述の信用性に疑問
① 被疑者不明	34	0
② 犯人性の認定に難あり	26	14
③ 具体的事実の特定に難あり	14	13
④ 性交等の認定に難あり	49	45
⑤ 暴行・強迫の認定に難あり	137	115
⑥ 暴行・強迫の程度の認定に難あり	54	28
⑦ 同意の可能性あり	180	161
⑧ 同意誤信の可能性あり	152	94

前掲報告書:別紙11、性犯罪にかかわる不起訴事件調査2表2より作成

監護者性交等罪の処理状況

(平成29年7月13日から令和元年12月31日までに各検察庁から報告のあった事件)

罪名	起訴	不起訴
監護者わいせつ	60	43
	裁判結果	
	有罪	49
	無罪	2
監護者性交等	104	29
	裁判結果	
	有罪	85
	無罪	3
計	164	72
	有罪	134
	無罪	5

前掲報告書:別紙9、3-1表より作成

性的虐待が典型だと思います。

(2) 被害時の心理 — なぜ、抵抗しないのか —

single trauma の場合の抗拒不能をどう考えるかということで、もともと法律では、きちんと抵抗していないといけない、と。これはもうこのシンポジウムにご参加の方は知っていることだと思いますけれども、ただ、臨床的に言うと、徹底的に抵抗しましたという人はほとんど聞いたことがありません。私は今まで何人の性暴力の被害に遭った人に会ったかとよく鑑定で聞かれるのですが、数えられません。恐らく200から500の間だと言っていますけれども、ただワングランズで会っただけだったら500を超えているかもしれません。

抵抗ということについては日本では研究が少ないですけれども、海外文献はたくさん出ていまして、徹底的に抵抗しましたという人は本当に少数派です。どういう対象の調査でも、大学生の調査でも、もっと医学的な調査でも、警察に行った人の調査でも、あるいはワンストップセンターに行った人の調査でも、少なくとも1〜2割は全く抵抗できない人がいます。いわゆるフリーズという形になっているようなケースもありますし、そうでないケースもあります。恐らく意識清明だったとしても、本人の選択として抵抗していないというような方もいます。

一つは、固まってしまって動けませんという状態に関しては、それが臨床的な事実として存在するということはもう疑いがありません。それをどう説明するかということでは、いろいろな説明が出ています。最近ではバイオロジカルな説明で、本人の意識状態とは関係なく、意識があろうとなかろうと、こういうことが生じるのではないかということがいわれています。

この Tonic Immobility というのは擬死反応というものです。説明すると長くなってしまいますので簡単におさめますが、動物がやはり本当に突然の衝撃的な、衝撃というのも心理的な言葉ですけども、驚愕（きょうがく）反応というか、突然何かが起きた時に、擬死、全く動かなくなるという反応があると。ここにありますね。Tonic Immobility、動物学では「擬死」です。進化的に各種の動物に見られる反射の一つとして、最近、この TI の反応は人間にも起こると

考えるようになり、PTSD の患者の再体験時に体が動かなくなるということが実験的に研究されています。TI は避けることのできない危険に対する、意思とは関わりなく生じる反応、involuntary reflexive reaction です。特徴として、一時的な広範な運動抑制と外的な刺激に対する相対的無反応が見られる、ということが主張されています。

もう一つ、少しだけご紹介しますと、Poly vagal theory という、Stephen Porges という人のもう少し包括的な神経学的主張があります。迷走神経、交感神経系の進化的発達に基づいた理論ということで、迷走神経が進化上、3つの違う

被害時の心理—なぜ、抵抗しないのか

徹底的に抵抗する人は臨床でもほとんど経験しない。(海外文献でも少数派である。まったく何もできない人も少なくとも1, 2割いる。)

生物神経学的な説明(本人の意識状態とは関係なく生じる)

- Tonic immobility (擬死反応) 一つの進化心理学的行動として
- Poly vagal theory (Porges, Stephen W.) 迷走神経の進化とその機能による説明。

心理学的説明

- 恐怖感: 声を出したら殺されるのではないか。誰か来てくれるとは限らない。抵抗しても逃げられない。脅しがfakeかどうか確かめることはできない。
- 諦め: しばらく抵抗していても、どこかであきらめる人が多い。体力差が大きいときには人はそれほど長いこと抵抗できない。

精神医学的説明

- 解離: 感情感覚が麻痺してしまう。苦痛が感じられない。(被害が長期にわたる場合)マインドコントロール様の支配があることも。
- 本人が「抵抗しなかったから私が悪い」というのはトラウマ反応の症状であることが多い。子どもの場合、大人が強く言うことは聞いてしまうのが普通。

(付録)Tonic Immobility(動物学では「擬死」)

進化的に各種の動物にみられる反射の一つである。最近、TIの反応は、人間にも起こる、と考えられるようになった。PTSDの患者の再体験時などの体の反応が研究されている。

Tonic immobility (TI) は、避けることのできない危険に対する意思とはかかわりなく生じる反応である (involuntary reflexive reaction)。特徴として、一時的な広範な運動抑制と外的な刺激に対する相対的無反応が見られる。(Ratner, 1967)。

PTSD患者とそうでない人に、脅威刺激を与える実験ではPTSD患者には特に明らかな身体のTIが見られたという。体の揺れの減少、頻脈と心拍数の減少など。(Volchan et al., 2011, 2017)。TIの大きさはPTSDと関連するという研究もある。(Fizman et al., 2008; Rocha-Rego et al., 2009; Lima et al., 2010; Portugal et al., 2012; Maia et al., 2015; Kleine et al., 2018)。

機能を持った神経から構成されているというところに基づいて、人間だとこの3つがあるわけです。最も新しいものはすごく複雑な状況に効くけれども、その次が交感神経系で、最も古いのが——無髄の説明をすると大変ですから説明しませんが——無髄の原始的迷走神経系という、この3つが合わさっているのだと。だんだん前のものが現れてくるけれども、最も危機の時には、この無髄の迷走神経系というのは不動、代謝維持、シャットダウンということに関わっているといわれています。これはかなり包括的にフリーズを説明する議論ですが、正直、まだ実証が足りません。今だとセオリーの段階ですね。でも、フリーズについてはこういう形で、何らかのバイオロジカルな説明で考えようというのが、今、いわれていることだと思います。

それから、今は生物学的なところを説明しましたがけれども、例えば心理学的には、声を出したら殺される、誰か来るとは限らない——アパートはほとんどそうですよね——。抵抗しても逃げられない。殺すぞと脅された時に、それがフェイクかどうかということは確かめることができませんから、きちんと意識があって、頭が働いて、それでも抵抗しないという人も結構います。それから、しばらく抵抗してもどこかで諦めてしまうということも、よく臨床で聞きます。

それからもう一つは、解離が起きる。解離の理論とバイオロジカルな理論がどうつながるのかとよく質問されるのですが、そこはまだ全部説明し尽くされていないと思います。けれども、感情・感覚がまひしてしまって苦痛が感じられないとなれば、当然、抵抗しませんよね。たとえ持続的な関係がない大人に襲われたとしても、子どもの場合は大人が強く言うことを聞いてしまうというのは、精神医学的というよりも、ごく普通のことですね。何か言われたら聞いてしまうということもあります。このように考えると、抵抗しないということにもさまざまな層があるといえます。その結果として、全く抵抗できない人も一定割合でいるということになります。

(3) 被害時の心理 — なぜ言わないのか —

それから、なぜ被害のことを言わないのか、もしそれほど苦痛だったらすぐに言えばよいのではないかと。これも被害を受けた方たちと仕事をしている者にとっては当然の行動だと思えるのですが、法制審議会へ行くときこういう議論になるわけです。そうしますと、人は言ったほうがよいと確信できる時しか秘密の話をしないのが普通だし、恥の感覚があって、どこかからこの話が漏れたらどうなるか分からないと。性暴力被害の人が学校に行けなくなる原因の一つに、もちろん外に出るのが怖い、男の人が怖いという PTSD 的な症状もありますけれども、話が漏れたらどうしようという感覚も非常に強く起こってきます。そこは災害とは違うところですね。自分が悪いという気持ちもあります。被害のことを話すというのは、英語だと disclosure といひまして、これについて研究する領域もあります。

(付録) Poly vagal theory

Porges, SW (1995). Orienting in a defensive world: Mammalian modifications of our evolutionary heritage. A Polyvagal Theory

Stephen Porgesの議論 1994年に初めて発表
迷走神経、交感神経系の進化的発達に基づいた理論

- ① 無髄の原始的迷走神経系
 - 魚類から
 - 機能は不動、代謝維持、シャットダウン(受動的回避)
 - 対象: 内臓
- ② 進化上、次にできたのは交感神経
 - 爬虫類時代に進化。
 - 機能は可動化および活動亢進
 - 対象: 四肢
- ③ 最も新しい有髄の迷走神経系
 - 哺乳類にのみ存在
 - 機能は複雑な社会的愛着行動を支配する。自己鎮静等にも
 - 神経解剖学的には表情および走る脳神経に接続

身体に閉じ込められたトラウマ: ピーター・ラヴィーン池島他訳
星和書店 (2016) を参考に作成

被害時の心理—なぜ言わないのか

言ったほうが良いと確信できる時しか話さないのが普通。

恥の感覚。人から漏れたら、何が起こるか分からない。重大なことが生じる。

自分が悪いというトラウマに伴う自責感

怒られたら怖い、問題が起きる—特に子どもやパートナーの場合。

感情の麻痺

健忘などを含むASD、PTSDにおける回避の症状「なかったことにしたい」

二次被害(「ある人に言ってみたが、わかってくれなかった。」)

警察でひどい目に合いそう。

(4) complex trauma となるような被害=性的虐待

一方で、私はちょうど2年前にこのシンポジウムをやった後、大変たくさんの——と言いたいほど——18歳以上で監護者性交等罪の対象とならないけれども、性的虐待の被害者のケース、虐待が終わりになる最後の性交のところを最も記憶しているわけですから、そこを取り上げて強制的性交等罪などを考えるというような例があって、その状態の時になぜ抵抗ができないかの鑑定を依頼されるケースがありました。この2年で自分でも数例やったと思いますけれども、全部受けていればこの倍は仕事の話をしていただいたと思いますし、もちろん日本中ではもっとあると思います。

いずれも被疑者・被告人は、性行為は認め、被害者が同意していたと主張している例です。実際に抵抗しない、できない心理状況になっています。こういう場合に、被害者の心情が年齢で急に変わるわけではないですから、精神医学の側から言いますと、ずっと性的虐待を受けていた人が解放された途端に、私はずっと被害を受けていました、こういう困った症状があります、と自分ですぐに言うということは、むしろおかしいというか、すごく特殊ですね。被害は自然にどこかで終わったけれども——例えば父親と母親が離婚したり、それから本人が家を出たりして終わったけれども——、そのままで何の支援も入らなければ、大体30歳前後まで自分が被害者だと気が付かないということのほうが多いと思います。

それから、経済的な虐待を含めた心理的虐待も一緒にあるような性的虐待の例もあって、例えば大学の学費を出してやらなかったり、学費は全部奨学金で払わせてかなり長時間のバイトを強いたり、中には子どもの奨学金で生活して、自分の分は自分でやれという感じになっていて、こうなるとDVの経済的な支配とすごく似ているわけですが、そういうような例もあります。

それから、臨床のケースは裁判になるケースよりももう少し軽いのかというと、そういうことは全然ありません。純粋に臨床に連れて治療しているケースでは、刑事事件になっていなく

この2年間で・・・

18歳以上で監護者性交等罪の対象とならない、性的虐待の被害者のケースを数例、鑑定を依頼された。全部受ければもっと多くの事例がありそうである。

いずれも、被疑者被告人は、性行為は認め、被害者が同意していたと主張している例。実際に抵抗をしない(できない)心理状況になっている。

18歳で虐待被害が引き続いている場合に、被害者の心情が年齢で急に変わるわけではなく、被害を被害だと思ってもできない特殊な状態にある。放置されれば30歳ころまで気づかないこともある。

経済的な虐待を含めた心理的虐待も一緒にある例もある。臨床では刑事事件になっていなくても、犯罪性の高い加害者の性的虐待を経験することもある。

性的虐待の生じる構造が似ていて、どの例かわからなくなるほど。

幼少期にDVがあって離婚した父が、母の病死後、一緒に住むようになり、性的虐待。BFの指摘で相談。

新たに同居した母の恋人である義父が、様々な「しつけ」の一環として本人が言い出す形にして性的な罰を与えることにし、たんだんエスカレートして性交を行う。

子どものころから虐待的な父親が中学校の頃から性行為を行う。母親同居。途中からは家だけでなく会社などでも性行為があった。

母にDV子どもに常習的で深刻な性的虐待。心理的虐待。別居してから、父からの追及が苦しくなり、自傷行為や自殺未遂を繰り返す。治療を経てようやく被害だとわかるように。虐待の影響により日常生活が破綻。

くり返す慢性的被害による心理的反応

解離症状や認知の変化が生じる。

・ ぼうっとしている。何も覚えていない。暴力のことを話せない。加害者に対し怒りを持たない、感情全体がない、自分が一方的に悪いと思う、加害者の価値観に同化する、など。

・ 「監禁による洗脳」「カルト集団における教義の注入」などと類似する心理的過程が生じることもある。

・ 治療によってはじめてPTSDの症状があらわれてくることもよくある。自分が具合が悪いこともわからない。

被害者の心理cont.

誰が聞いても理不尽なことが行われているのに、本人は淡々とそのことを述べたり、加害者のことを好きだと言ったりする。解放当初は加害者に感謝しているという被害者は少なくない。

加害者の価値観に自分が染まっても気づかず、自己評価は極端に低下している。

家族を壊すことを恐れており、同胞に危険が及ぶことを心配する者もいる。

被害者の精神病理として

被害者のこのような行動は、加害者を利することから、また被害を受けたのに加害者に共鳴するその態度が特異で、回復を自ら阻害するよう見えることから、犯罪捜査などでは散発的に注目されてきた。

例えば銀行強盗事件において、報道記者が命名したとされる「ストックホルム症候群」、新聞王の娘バトリン・ハーストの誘拐事件における洗脳、日本では、オウム真理教事件に見られるカルトのマインドコントロールなど、特殊な事態における特殊な精神病理と考えられてきた。

このような心理と行動が解離の機制によって発症すると現在では考えられ、DSM-5では解離障害の中の「その他の特定される解離性障害」の項に示されている。

て警察に伝えられていないけれども、非常に犯罪性が高い加害者の性的虐待があって、どうい
う被害があったか、治療の中でお話を聞いていると、本当にこちらも参ってしまいそうと思
うようなケースもかなりあります。

ここにいくつか例を挙げましたけれども、性的虐待の生じる構造が似ていて、自分でもどの例か分からなくなります。こういう性的虐待の例に関しては抵抗しないのが普通だと思います。解離状態や認知の変化が生じてそうなるのですが、このところがなかなか司法の専門家には分かっていただけないのかなと思っています。被害者の心理や精神病理のところは全部飛ばします。

性交に全く同意していなくても、抵抗できない人も、考えた上で抵抗しない人もいます。性的暴力が精神的衝撃の大きい被害であることはどの研究でも実証されています。衝撃が大きすぎる時には人はフリーズすることもあるし、衝撃が大きく社会的に理解されないと感じている時には disclosure が遅れるということは本当に常識だと思います。それを分かてもらいたいし、皆さんも分かっているのしょうけれども、社会全体の合意を得るのには難しいところもあるということです。

3 公訴時効について

もう一つお話ししたいのは、公訴時効のことです。被害を被害だと気付けるのにかなり時間がかかると先ほども言いましたが、臨床的な印象では、性的虐待の被害者が自分で治療しようと思
う初診時年齢はかなり高いです。25歳から30歳前後にならないと、なかなか治療に来てくれません。それは大丈夫だからではなく、すごく具合が悪いのに来ないわけ
です。例えばケースによっては別の名前の病気で入院を繰り返していたり、自傷行為を繰り返していたりす

る方もいらっしゃいます。被害時に司法が介入するケースと起こっていることが同じでも、その後の状況がかなり違ってしまう
ます。被害が終わってからも回避している時期が長く続いている人がいます。WMH という国際調査がメンタルヘルスについて行われているのですが、これによると、レイプの PTSD の平均持続期間が 110 カ月程度になっていますので、それほど簡単に被害について考えられるようになるとは思えません。各国の法制度を見ても、時効の開始を遅らせたり延長したりしている国があります。

こういう例に私はいくつか出会うわけですが、これで最後にしようと思います。幼少時から父からの性的虐待を受け、被

解離性障害の説明(DSM-5)

DSM-5では解離性障害を次のように説明する。

解離症群(解離性障害群)の特徴は、意識・記憶・同一性・情動・知覚・身体表象・運動制御・行動の正常な統合における破綻および/または不連続である。(中略)

解離症状は以下の形で体験される。

- a) 主観的体験の連続性喪失を伴った意識と行動へ意図せずに生じる侵入(すなわち、同一性の断片化・離人感・現実感消失といった“陽性の”解離症状、および/または
- b) 通常は容易であるはずの情報の利用や精神機能の制御不能(例:健忘のような“陰性の”解離症状)。

解離症群はしばしば心的外傷の直後に生じ、症状に対する当惑や混乱または症状を隠そうとする願望を含む症状の多くは、心的外傷とつながりのある事柄から影響を受ける。

まとめ

性交に「全く」同意していなくても、抵抗できない人も、考えた上、抵抗しない人もいる。

性的暴力は精神的衝撃の大きい被害であることは、どのような研究でも実証されている。

衝撃が大きすぎるときには人はフリーズすることもある。

衝撃が大きく、社会的に理解されないと感じているときは disclosure(被害のことを人に話すこと)が遅れる。

性的虐待の被害者の初診時年齢はかなり高い。

臨床的印象では25歳から30歳前後くらいにならないと、なかなか治療に現れない。

被害時に司法が介入するケースと起こっていることは同じでも、あとの状況はかなり違う。

被害が終わってからも、回避している時期が長く続いている人がある。

国際調査によるとレイプのPTSDの平均持続期間は110か月程度。

各国の法制度を見ても、時効の開始を遅らせたり、延長したりしている国がある。

害だと知り、治療を受け始めたのが28歳、こういうケースは多数あります。この方はすごく重くて、重度抑うつや解離があると。

高校生の時の見知らぬ人からの被害で、その時にはとにかく考えないようにし、20代後半に警察から照会があって初めて訴えることにした、という例です。普通の時効だともう過ぎてしまいそうです。

それから、DVや他の性被害による心身不調を訴えてきた人の中には、DVだと大体30代から後の方が多いので、要するに30～40代で、過去の性的虐待歴を持つ人が少なくないのですが、これについては何も扱われていません。

それから、父からの性的虐待後、放火を繰り返し、放火癖のある女性の累犯者として扱われてきた方にも会ったことがあります。PTSDの症状を打ち消すために放火が行われていましたが、本人も分からず、周りも分からず、この性的虐待が現在の行動にどのように影響しているのかということについて分かるためには、かなり時間のかかる鑑定が必要でした。

出会う例

幼少時から父から性的虐待。被害だと知り、治療を受けだしたのが28歳。(このようなケース多数)、重度抑うつや解離がある。

高校生の時の見知らぬ人からの被害。その時にはとにかく考えないようにしており、20代後半に警察から照会があって、告訴

DVやほかの性被害による心身不調を訴えてきた人の中に、過去の性的虐待歴を持つ人が少なくない。

父からの性的虐待後、放火を繰り返し、放火癖のある女性の犯罪者として扱われてきた人。PTSDの症状を打ち消すために放火が行われていた。

4 全体として

司法面接は時間の関係で今日はやめておこうと思います。ここに書いてあるのは私の愚痴で、法律家がどう答えるかは分かっているのですが、もう一度、心理学的に、精神医学的に見た時にどう思うかということだけお話しておこうと思います。

法律の考えるモデルは、どのような時でもイエスの時はイエス、ノーの時はノーという合理的な判断ができる人というモデルです。しかもトラウマのことは何も考慮されていません。そういうモデル像に合わないのは被害者の問題だと考えるのはやめてほしいと思っています。

それから、人が恐怖にさらされたり、衝撃を受けたりした時に、どのようになるかはもうだいぶよく研究されています。だから、せめてそれに矛盾したモデルは採用しないでほしいと思っています。

それから、PTSDの回復の研究などが法律の下敷きにあって、そういうことが考慮されている国もあると——専門家ではないので分かりま

代表者聴取

警察及び児童相談所の担当者と検察官とが児童の聴取方法などについて協議を行った上で、その代表者が聴取をする取り組み。

- ・記憶の変容
- ・暗示・誘導的質問
- ・児童の精神的負担

を減らす

- ・代表者聴取の件数は年々増えている。
- ・殆どが録音録画がされている。

司法面接の証拠化

裁判官も見て、評価をするべきでは？特に年少の子の場合、障がい者の場合。

反対尋問をするのは権利として必要だろう。

聞く人の技術は？ 聞く人全員に専門性があるのか。子どもは一人一人違うのに、一回聞いただけでできるようになるのか？

ついてに

- ・被害者鑑定書を裁判官が読まないのは不合理だと思う。
- ・もちろん、反対尋問も可能だし、採用しないこともあってよいが・・・
- ・緻密に作っているのに、記憶中にあることだけで短い時間で話をするのは不合理。目撃した記憶を聞かれているのではなくて、科学的なエビデンスなど専門の話を聞かれているのに、なぜ記憶だけに頼る必要があるのか。

せんけれども — そのように聞いています。科学的な研究の結果を無視して理屈に固執することは、申し訳ありませんが、できたらやめてほしいと思っています。

それから、反対尋問は確かに被告人の権利であることは間違いありませんし、それはしなければいけないと思います。ただ、モデルとして、例えば小学校低学年の子どもを法廷に呼んで話をして、それから反対尋問をすれば真実が分かるというのもモデルとして間違っていると思います。もちろん反対尋問をする、要するに被告人側が問いただすことは必要ですから何かが必要ですけれども、全部そのモデルに当てはめないでほしいと思っています。

それから、本当に性犯罪の法律は男性の目線なので、男性という言い方もよくないかもしれませんが、自分が訴えられたらどうしようという目線の法律だと思うので、被害の側からそれがどれだけ大変かというところからつくられていないという、他の法律とは違う特殊な視線があるように思います。

最後は本当にただの私の愚痴ですけれども、そのように思っています。すみません、少し時間が過ぎてしまいました。取りあえず私の話は以上です。

全体として

傷ついていない、どんな時でも合理的な判断ができる人(そんな人はいない)をモデルに考え、それに合わないのは被害者の問題だと考えるのはやめてほしい。

人が恐怖にさらされたり、衝撃を受けたりした時に、どのようになるかはよく研究されているのだから、せめてそれに矛盾したモデルは採用しないほしい。

PTSDの回復の研究などが、法律の下敷きにある国もあるという。科学的な研究の結果を無視して、理屈に固執するのはやめてほしい。

反対尋問するのは確かに被告人の権利であることは理解する。しかし、法廷で話されたことに反対尋問をすれば、真実が分かるわけではない。

男性の加害者目線でしか考えられていない法律の視線そのものが問題である。